

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
高橋建設株式会社	5070001009590	群馬県高崎市箕郷町西明屋441番地	R6.4.26 ~ R6.6.25 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	高橋建設株式会社は、令和5年7月31日を審査基準日とする経営事項審査において、偽造した特定自主検査記録表を添付し、虚偽の申請を行った。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年2月28日、群馬県知事から監督処分(指示)を受けた。
中部電力株式会社	3180001017428	愛知県名古屋市中区東新町1番地	R6.4.26 ~ R6.6.25 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反)	公正取引委員会は、令和6年3月4日に、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、東邦瓦斯株式会社について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったとして、中部電力ミライズ株式会社に排除措置命令及び課徴金納付命令、中部電力株式会社に課徴金納付命令を行った。
中部電力ミライズ株式会社	2180001135973	愛知県名古屋市中区東新町1番地	R6.4.26 ~ R6.6.25 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反)	公正取引委員会は、令和6年3月4日に、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、東邦瓦斯株式会社について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったとして、中部電力ミライズ株式会社に排除措置命令及び課徴金納付命令、中部電力株式会社に課徴金納付命令を行った。
東邦瓦斯株式会社	2180001022387	愛知県名古屋市中区熱田区桜田町19番18号	R6.4.26 ~ R6.6.25 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反)	公正取引委員会は、令和6年3月4日に、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、東邦瓦斯株式会社について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったとして、中部電力ミライズ株式会社に排除措置命令及び課徴金納付命令、中部電力株式会社に課徴金納付命令を行った。
有限会社外谷建設	7100002006012	長野県上水内郡信濃町大字柏原2896番地	R6.3.1 ~ R6.5.31 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	有限会社外谷建設は、経営事項審査において、除雪業務の売上高を土木一式工事の完成工事高に含める虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年1月4日付で長野県知事から監督処分(営業停止45日間)を受けた。
竹内建設株式会社	3040001044031	千葉県印西市原1丁目1番地5	R6.3.1 ~ R6.5.31 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第3号イ(贈賄)	竹内建設株式会社の代表取締役は、令和5年4～10月ごろ、千葉県北千葉道路建設事務所の発注工事の入札をめぐる、同事務所長が工事の入札情報を漏らした謝礼として、複数回にわたり現金計約20万円や計40万円相当の接待をした疑いがあるとして、令和6年1月10日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。
蜂谷工業株式会社	7260001005412	岡山県岡山市北区鹿田町1丁目3番16号	R6.1.31 ~ R6.5.30 (4ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	蜂谷工業株式会社は、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年11月28日に中国地方整備局長から監督処分(営業停止45日間)を受けた。 また同日、建設業法第26条の規定に違反して資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長から監督処分(営業停止22日間)を受けた。 さらに同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、中国地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。